

竹島ふ頭港湾情報拠点施設設計業務プロポーザル 質問回答 (R8.5.6 までに提出された質問)

【公募要領に関すること】

No.	区分	ページ等	質問カテゴリ	質問内容	質問回答	回答日
A-1	プロポーザル 公募要領	P2 5 (3)	参加資格要件	5 参加資格 (3)設計実績に関すること について、実績は配置する管理技術者および代表構成員が前職で行った実績も利用可能でしょうか？	配置予定の管理技術者が前職で行った実績は、前職の代表者が証明する実績証明書（「公募要領 10 (1) エ(イ)」に記載）があれば利用可能です。 なお、本公募要領では「代表構成員」とは、JV を構成した際の代表となる法人を指しますので、「前職」というのは該当しません。設計実績は、法人又は管理技術者のどちらかが有していればよいです。 本公募要領での言葉の定義は以下の通りです。 「代表構成員」：共同企業体（JV）の代表となる者（法人） 「管理技術者」：本設計業務の契約において、受託者側の技術的な統括を行う責任者（個人） 「前職」：管理技術者（個人）が、現在所属している会社（法人）の以前に所属していた会社（法人）	R8. 4. 28
A-2	プロポーザル 公募要領	P2 5 (3)	参加資格要件	5 参加資格、(3)設計実績について、法人として参加した設計 JV(代表構成員ではない)での設計実績は認められるでしょうか。	JV の構成員であれば、代表構成員でなかった場合も設計実績として認めます。ただし、協力者として参加した場合は設計実績に認めることが出来ません。	R8. 4. 28
A-3	プロポーザル 公募要領	P2 5 (3)	参加資格要件	参加資格の設計実績に関して 「ア_公共建築物（国、地方自治体に限る）の新築、改築、増築」に2025年日本国際博覧会大阪・関西万博での実績は該当すると考えてよろしいでしょうか。	公共建築物（国、地方自治体に限る）の実績かどうかは、設計契約の発注者が国、地方自治体であるかで判断してください。国、地方自治体の直接発注で無い場合は実績として認めることが出来ません。 (補足) ア 公共建築物（国、地方自治体に限る）の設計実績は、面積の規定は設けておりません。 イ 延床面積 1,000 m ² 以上の設計実績は、民間建築物でも認めます。 ウ 公共建築物（国、地方自治体に限る）の設計実績は、日本国内で業務を完了したものであれば、発注者が海外の場合も認めます。	R8. 4. 28
A-4	プロポーザル 公募要領	P10 17 (2)	参加資格要件	「17優先交渉権者の・・・」(2) アの記載により、法人だけではなく、個人事業者も参加可能と考えて宜しいですか。	一級建築士事務所登録があれば、個人事業者も参加可能です。 個人事業者の場合は、他の回答で法人と回答している部分を個人事業者として読み替えてください。	R8. 5. 1

グレー色の網掛セル：過去に回答済みを示す。

白色セル：今回新たに回答する内容を示す。

A-11	プロポーザル 公募要領	P4	参加資格要件	10 応募申込書類の提出と参加資格通知 (1) 応募申込書類の受付 ウ 応募申込に必要な書類 (イ) 建築士事務所登録証明書の写しについて、建築士事務所登録証明書の発行日時が 2026 年 2 月 16 日でもよいか?	建築士事務所登録証明書の発行時期に条件は設けておりません。 有効期限が切れていなければ、問題ありません。	R8. 5. 8
A-12	プロポーザル 公募要領	P2	参加資格要件	設計実績に関し、 ア. 公共建築物の設計 イ. 1,000m ² 以上の建築物 の、ア・イ両方ともの実績を有することが必要でしょうか。それとも、ア・イいずれかの実績を有すればよろしいでしょうか。	設計実績については、ア・イ両方共の実績を有することが必要です。	R8. 5. 8
A-13	プロポーザル 公募要領	P2	参加資格要件	設計実績 ア. 公共建築物の設計は、 国立大学法人の発注による建築の設計実績でもよろしいでしょうか。また、業務完了年の制限は無いという理解でよろしいでしょうか。	国立大学法人の発注によるものはア. 公共建築物の設計実績として認められません。 業務完了年の制限はありません。	R8. 5. 8

【仕様書に関すること】

No.	区分	ページ等	質問カテゴリ	質問内容	質問回答	回答日
B-1	仕様書	P3 1(2)	配置技術者	管理技術者または建築設計者が、電気設備設計者や機械設備設計者の要件も満たしている場合、それらを兼任することは可能でしょうか。	管理技術者または建築設計者が、電気設備設計者や機械設備設計者の要件を満たしていても、兼任は出来ません。	R8.5.8
B-2	仕様書	P3 1(2)	配置技術者	電気設備設計者が機械設備設計者の要件も満たしている場合、兼任することは可能でしょうか。	電気設備設計者と機械設備設計者の兼任は認めます。	R8.5.8
B-3	仕様書	P2 7(2)	施設の規模	7 設計と条件、(2)施設の規模 旅客ターミナルの1日の平均利用者数と発着便数はどのくらいを想定しているか。	旅客船事業については事業者及び航路について決まっておきませんが、島民等の生活を支える海上交通の定期航路ではなく、不定期航路を想定して、旅客船事業者と連携して旅客事業の社会実験に取り組んでいる状況です。不定期便が運航されることとして、応募者が想定する路線や需要などを示した上でそれに対応して適切と考える設計案を示してください。	R8.5.8
B-4	仕様書	P3	選定委員との 関わり	審査員に構造家が含まれるが、業務契約後にその方へ構造設計を依頼することはプロポーザルの規定上できますか。	選定委員へ業務契約後に構造設計を依頼する点については、規定していませんが、以下の点に留意して判断してください。 公募要領 P11 「18 失格事項(3)」に記載の通り、プロポーザル参加者は、プロポーザルの期間中、選定委員に接触することが出来ませんので、プロポーザルが終わるまで業務の依頼を行う事が出来ません。 また、公募要領 P6「11 一次審査提案書の作成方法(3)」に構造設計等を再委託する場合はその予定者を執行体制に示す、とありますがここに選定委員を記載することは出来ません。	R8.5.8

【整備概要等に関すること】

No.	区分	ページ等	質問カテゴリ	質問内容	質問回答	回答日
C-1	平面計画図 (参考計画高)	平面計画図	関連計画の詳細	本プロポーザルの下敷きとなっているランドスケープ(外構)の計画について詳細情報(コンセプト、考え方、進捗スケジュールなど)をいただけますでしょうか。 建築計画を提案するうえで、上述のベースとなっている計画を深く理解したうえで提案する必要があると考えるためです。	港湾情報拠点施設周辺のランドスケープ(関連業務)についてのコンセプト、考え方については、「計画検討状況の時点報告について(令和6年11月)」をご覧ください。以下リンクです。 https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/minato/higashikouchiku-machikyou.html 特徴的なのは、広場内に島形状の緑地を点在させ、過ごす場としてのほか、イベント時の出店用のタープ設置、演奏などのステージとしての利用などを想定し、広場内通路にはキッチンカーなどの利用の想定、その他コンセントも設置をして、日常的なみなどの賑わいのある公共空間を意識したデザインとなっています。また、夜間景観の向上として間接照明の整備を計画しています。港湾情報拠点は、旅客ターミナル機能も確保しつつ、竹島ふ頭で整備する広場と調和したデザインや使い方ができる設計を求めています。 進捗スケジュールについては、設計の最終段階であり、デザインはほぼ確定(本プロポーザルホームページに記載のある図面データの通り)しているが、スロープの位置等は未確定であるため、整備概要の添付図「設計範囲・敷地計画図」を参考に計画してください。 また、仕上げについてもほぼ確定しております。 【広場等の仕上げ(予定)】 ・基壇(階段部分):コンクリート ・芝:天然芝 ・芝広場周り:コンクリート ・プロムナード:ブロック ・その他広場:透水性コンクリート	R8.5.8
C-2	整備概要 計画平面図	計画範囲・敷地範囲図、平面計画図	基壇・スロープ位置	基壇のスロープの位置は、設計範囲・敷地計画図のものと計画平面図やCADデータのものどちらの図を前提とするべきでしょうか。 また、スロープの用途を変更しなければ、その位置はある程度可変なものと考えてもよいでしょうか。	基壇のスロープ位置は、只今作成中であり、CADデータに反映させる事が出来ませんでした。プロポーザル提案時は、基壇・スロープ位置は、整備概要に添付された「設計範囲・敷地計画図」に記載している位置を前提としてください。 本業務の契約後に、広場等関連委託業者とスロープの位置、形状について調整する場を設けたいと考えておりますが、関連業務は令和8年8月が完了となりますので、大規模な変更は出来ません。	R8.5.8
C-3	整備概要	計画範囲・敷地範囲図	関連計画の変更	広場や基壇は、今後大幅に計画が変更されることはありますか。	ほぼ確定しておりますので、大規模な変更はありません。	R8.5.8